

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限 令和7年1月31日（金）

法定提出期限は上記のとおりですが、事務処理の都合上、お早めにご提出くださいますようご協力を
お願いいたします。

提出先は、周南市役所 課税課 家屋・償却担当窓口（庁舎2階：16番窓口）
または、各総合支所 市民生活担当窓口へお願いいたします。

●提出していただく書類

	令和7年1月1日 現在の状況	償却資産申告書	種類別明細書 (増加資産・ 全資産用) 【緑色】	種類別明細書 (減少資産用) 【赤色】	備考
初めて申告 される方	資産のある場合	◎	◎		種類別明細書(増加資産・ 全資産用)に全資産を記載
	資産のない場合	◎			申告書「20. 資産なし」に○
昨年度に 引き続いで 申告される方	①資産が増加した場合	◎	◎		
	②資産が減少した場合	◎		◎	
	上記①と②がある場合	◎	◎	◎	
	資産の増減がない場合	◎			申告書「19. 増減なし」に○
	廃業・解散等の場合	◎			申告書「21. 異動事由」の 該当するものに○をして異 動年月を記載
企業の電算処理により申告される方		◎	◎	◎	「全資産」と共に「増加資産」 及び「減少資産」の明細の 提出にご協力ください。
電子申請による申告をされる方		インターネットを利用した地方税電子申告システム(eLTAX:エルタックス)による 申告を受け付けます。 詳しくは、エルタックスのホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp/)をご参照ください。			

種類別明細書（増加資産・全資産用・減少資産用・修正資産用）、課税標準特例該当資産届出書は

この冊子の22ページ以降にあります。ミシン目より切り取ってご使用ください。

※申告に必要な書類は周南市ホームページからダウンロードできます。

（<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/12/1192.html>）

「周南市 償却資産申告書ダウンロード」で検索 検索

※『控え』に受付印が必要な方は、『控え』もあわせて2部提出してください。郵送で提出される方は、
切手を貼付した返送用封筒を同封してください。

※該当資産のない方、資産の増減がない方、廃業・解散された方等につきましても、申告書の
提出をお願いいたします。

『目次』

1 債却資産について

(1) はじめに	1
(2) 債却資産とは	1
(3) 申告が必要となる資産	1
(4) 申告の必要がない資産	2
(5) 債却資産の主な種類	3
(6) リース資産について	4
(7) 建物附属設備における債却資産と家屋の区分	5
(8) 周南市で新たに事業を始めた方へ	6
(9) 軽自動車税（種別割）についてのお知らせ	7

2 債却資産の申告について

(1) 提出していただく書類	9
(2) マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載について	10
(3) 実地調査のお願い	11

3 債却資産の取扱い等について

(1) 中古資産の耐用年数の計算	11
(2) 国税との主な違い	12
(3) 耐用年数の短縮等を適用した資産	12
(4) 取得価額における消費税の取扱い	13
(5) 非課税となる資産	13
(6) 課税標準の特例が適用される資産	13

4 評価額、税額等の計算について

(1) 評価額の計算方法	14
(2) 税額等について	15
【参考】減価率及び減価残存率表	16

5 提出書類の記載例について

(1) 債却資産申告書の記載例	17
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例	18
(3) 種類別明細書（減少資産用）の記載例	19
(4) 種類別明細書（修正資産用）の記載例	20
(5) 課税標準特例該当資産届出書の記載例	21

6 種類別明細書 各様式（ミシン目より切り取ってご使用ください）

(1) 種類別明細書（増加資産・全資産用）	22
(2) 種類別明細書（減少資産用）	23
(3) 種類別明細書（修正資産用）	24
(4) 課税標準特例該当資産届出書	25